

別添3 農泊推進型（広域ネットワーク推進事業）

第1 目的

令和5年3月に策定された「観光立国推進基本計画」において、「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられ、さらに現在検討中である新たな「食料・農業・農村計画 骨子(案)」の議論において、インバウンドを含む旅行者の農山漁村への誘客促進や、宿泊単価の向上に資する取組の推進に加え、インバウンドによる食関連消費の拡大を新たな政策の柱として位置づけられるといった方向性も示されています。

これらを踏まえ、今後の農泊の推進においては、これまで以上に食材・歴史文化・景観など農山漁村ならではの多様な地域資源を活用し、主要観光地に集中しているインバウンドを含めた旅行者を農山漁村に呼び込み、宿泊者の増加や農林水産物の消費拡大を図ることが重要です。

このため、振興交付金を交付し、農泊を持続的な取組として実施できる地域の確立に向け、農泊地域の経営高度化に向けた研修、農泊の需要拡大に向けたプロモーション、インバウンドの受入促進等の取組（以下「本事業」という。）を支援します。

第2 事業内容等

この要領により公募を行う事業内容、事業実施主体及び事業実施期間は次の通りです。なお、具体的な事業内容、公募上限額及び公募予定数は別表1から3に定めるとおりです。

1 事業内容

- (1) 農泊地域の経営高度化に向けた研修事業（別表1）
- (2) 農泊の需要拡大に向けたマッチング・プロモーション事業（別表2）
- (3) 農泊インバウンド受入促進重点地域支援事業（別表3）

2 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者とします。

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、民間企業

3 事業実施期間

事業実施期間は、振興交付金の交付決定の日から令和8年3月19日までとします。

第3 事業の目標設定

事業の実施に当たっては、下表の例を参考に目標設定してください。

事業名及び事業内容	目標	指標（単位）
(1) 農泊地域の経営高度化に向けた研修事業	農泊地域の経営高度化	・課題解決セミナーの参加者数（人） ・課題解決セミナー受講後の意識や活動変容（参加前後での進捗等） ・実践指導セミナーの参加者数（人） ・実践指導セミナー受講後の活

		動変容（参加前後での進捗等） ・アクションプランの設定（地域） ・個別相談の対応件数（件）
（２）農泊の需要拡大に向けたマッチング・プロモーション事業	農泊の認知・需要拡大	・商談件数（件） ・商談後の関係継続率（％） ・民間企業や教育機関等への情報提供数（件） ・展示会におけるアンケート回収数（件） ・特設サイトの閲覧数（回） ・広告表示数及び閲覧数（回）
（３）農泊インバウンド受入促進重点地域支援事業	農泊インバウンド受入促進重点地域へのインバウンド旅行者数及び割合の増加	・コンテストの応募数（件） ・滞在プランの商品化数（件） ・制作した動画の閲覧数（回） ・フォーラムの参加者数（人） ・強化ゼミの実施回数（回） ・デジタルアンケートの回答数（件） ・特設サイトの閲覧数（回）

第４ 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

（１）令和７年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（別添様式）

「令和７年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（以下「提案書」という。）」には、事業の取組内容や主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。

（２）提案書に添付する資料

提案書には、次のアからキまでの資料を添付してください。

ア 設立趣意書、定款、規約等

イ 提案者の活動内容の概要が分かる資料

ウ 提案者の過去３年間の事業実績を確認できる資料（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けて事業を行った実績がある場合には、当該事業の内容・実績を確認できる資料。また、設立から３年経過していない団体については、設立から現在までの事業実績を確認できる資料。）

エ 提案者の過去３年間の収支決算を確認できる資料（決算書、貸借対照表及び損益計算書。設立から３年経過していない団体については、設立から現在までの収支決算を確認できる資料。）

オ 役員・職員名簿及び組織図

カ 提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を有しているか判断するための資料

キ 事業費の算出決定の根拠となる資料

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体はA4判20ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、提案書の別紙の2から7までを指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 20ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは11ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることがあります。

オ 審査に当たり、提案者情報をマスキング処理するため、提案書本体には提案者の名称を極力記載しないよう御配慮願います。

(2) 過去の交付決定の取消

提案者が、提案書類の提出から過去3年以内に、補助金適正化法第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとします。

第5 審査の観点

審査は、別紙1から3に掲げる評価基準に基づき行います。

別表 1

事 項	具体的な事業内容	予算額及び公募 予定数
<p>農泊地域の経営高度化に向けた研修事業</p> <p>1 課題解決セミナー</p> <p>2 実践指導セミナー・個別相談</p>	<p>農泊を持続的なビジネスとして実施し、地域資源を活用した食事や体験コンテンツを充実させ、利用者がストレスなくサービスを受けられる受入環境に整備するなど、農泊地域が所得と雇用機会を確保するために以下の全ての事業を行う。</p> <p>なお、「農泊地域」とは振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農泊地域の経営を安定させるために必要な課題解決型のセミナーを開催すること。 ・専門家（有識者）と講師（農泊実践者）による講演や事例紹介などのセミナーを、10テーマ程度設定しテーマごとに1回実施すること。 ・想定しているテーマは体制整備（人材確保、事業承継、DX活用）、コンテンツ整備（食事メニューや食体験の高付加価値化、インバウンド対策、教育旅行受入、地域製品の販売）、販売促進（OTA活用、SNS活用）であるが、セミナーの内容や講師の人は提案をもとに農林水産省と協議の上で決定することとする。 ・セミナーは1回あたり3時間程度のオンライン開催とし、より多くの農泊地域が受講するよう、募集・告知方法を提案すること。 ・セミナー受講者へアンケートを実施し、セミナー聴講による意識や活動変容等について取りまとめること。 ・セミナー開催後1か月以内にアーカイブ配信と資料共有を行い、セミナーに参加していない農泊地域も活用できるようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・農泊地域の経営を高度化するために必要な実践指導型のセミナーを開催すること。 ・専門家（有識者）による指導と講師（農泊実践者）による事例紹介などのセミナーを3テーマ程度設定し、1テーマにつき3回以上実施すること。 ・想定しているテーマは体制整備（人材活用）、コンテンツ整備（高付加価値化）、販売促進（販路拡大）であるが、セミナーの内容や専門家と講師の人は提案をもとに農林水産省と協議の上で決定することとする。 	<p>予算額は2,700万円とし、1事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。</p>

<p>3 効果測定及び成果の普及</p>	<ul style="list-style-type: none"> • セミナーはオンライン開催を基本とし、意欲のある農泊地域が 10 地域程度受講するよう、募集告知と選定を行うこと。ただし各テーマ 1 回目は、農泊地域において実習形式の研修を行うなど、対面での実施が望ましい。 • セミナー事前・事後にレポート等の提出を課し、専門家が添削し指導助言を行うこと。レポートの様式は提案をもとに農林水産省と協議の上で決定することとする。 • セミナー開催後 1 か月以内にアーカイブ配信と資料共有を行い、セミナーに参加していない農泊地域も活用できるようにすること。 • 受講者が地域の現状に理解を深め、課題解決に向けたアクションプランを策定できるよう、個別相談や指導助言などの支援を行うこと。 • セミナー受講者が提出したレポートやアンケート等により、セミナー受講による活動変容等について取りまとめること。 <ul style="list-style-type: none"> • 事業目標を設定するとともに、目標達成に向けて実施事項ごとに適切な指標を設定し、定期的な進捗を把握した上で、事業目標の達成に向けた取組を行うこと。 • 1 と 2 の取組で得られたデータや調査結果、農泊地域に有用と思われる情報等を取りまとめ、本事業による取組効果を検証するとともに、農泊地域へ周知できる資料を作成すること。 	
----------------------	---	--

別表 2

事 項	具体的な事業内容	予算額及び公募 予定数
<p>農泊の需要の拡大に向けたマッチング・プロモーション事業</p> <p>1 旅行会社との マッチング支援</p>	<p>農泊への来訪を契機とした関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じて、地域の支えとなる人材の裾野の拡大を図り、農泊を持続的なビジネスとして実施できる体制を持つ地域を創出し、都市と農村の交流を促進するために以下の全ての事業を行う。</p> <p>なお、「農泊地域」とは振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域とする。</p> <p>(1) オンライン商談会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農泊地域と旅行事業者等が商談する機会を創出すること。 ・JATA 及び ANTA 等の旅行業関連団体と連携してテーマを設けた商談会を 3 回以上開催し、多くの農泊地域に商談の機会を提供すること。 ・参加する農泊地域に対して、プレゼンテーションや商談の進め方を指導する研修会を行うこと。 ・参加した農泊地域や旅行事業者に対するアンケート等を行い、結果をとりまとめフィードバックするなど、旅行商品化と販売促進に向けたフォローアップを行うこと。 <p>(2) 展示会への出展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農泊地域と旅行事業者等が対面で商談する機会を創出すること。 ・「ツーリズム EXPO ジャパン」及び「Visit Japan Travel&MICE マート」（業界日）（令和 7 年 9 月愛知県で開催予定）へ出展すること。 ・参加する農泊地域に対して、プレゼンテーションや商談の進め方を指導する研修会を行うこと。 ・参加した農泊地域や旅行事業者に対するアンケート等を行い、結果をとりまとめフィードバックするなど、旅行商品化と販売促進に向けたフォローアップを行うこと。 ・展示に際して制作するパネル等については、農泊関連のイベントや展示会等に素材を流用することを考慮し、農林水産省及び農林水産省が認める者による利用を 	<p>予算額は 3,700 万円とし、1 事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。</p>

<p>2 民間企業や教育機関等とのマッチング支援</p>	<p>可能とするよう留意することとする。</p> <p>(1) 農泊地域への情報提供、ニーズ調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村の関係人口の増加を目指す農泊地域に対して、民間企業の CSV 活動や教育機関（大学等）の取組事例を紹介しつつ、実施内容と受入課題を解説するセミナーを開催すること。 ・セミナーはオンライン開催として、より多くの農泊地域が受講するよう募集・告知方法を提案すること。 ・セミナーに参加した農泊地域にアンケート調査を行い、民間企業や教育機関（大学）等の受入意向を確認すること。 <p>(2) 民間企業や教育機関等への資料提供・情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農泊地域で実施する民間企業の CSV 活動や教育機関（大学等）の研修に関する情報を整理し、資料を作成すること。資料の様式は提案をもとに農林水産省と協議の上、決定することとする。 ・ターゲットとなる民間企業や教育機関（大学等）をリストアップし資料提供を行うこと。 ・農泊地域への訪問を促進する効果的な情報発信の方法を提案すること。 	
<p>3 一般消費者へのプロモーション</p>	<p>(1) 農泊滞在イメージを訴求する情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月30日までにWEB上に農泊特設ページを設置すること。 ・農泊特設ページはデータ等を基に設定したターゲットの特性（趣味嗜好、行動パターン等）や農泊地域ならではの宿泊、食事、体験プログラムを考慮し、農泊の滞在イメージを訴求する情報発信を行うこと。 ・農泊の魅力をメールやWEB、SNS等を活用して広告宣伝し、農泊特設ページへ誘導する効果的な手法を提案すること。 <p>(2) 展示会への出展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと回帰支援センター等が主催するイベントに出展し、移住や二地域居住の希望者に対し農泊に関する情報を提供すること。 ・「ツーリズム EXPO ジャパン」（一般日）（令和7年9月愛知県で開催予定）へ出展し農泊の滞在イメージを訴求する情報発信を行うこと。 	

4 効果測定及び 成果の普及	<ul style="list-style-type: none">・ 事業目標を設定するとともに、目標達成に向けて実施事業ごとに適切な指標を設定し、定期的な進捗を把握した上で、事業目標の達成に向けた取組を行うこと。・ 1 から 3 までの取組で得られた商談や情報発信等の成果についてとりまとめ本事業による取組効果を検証するとともに、農泊地域へ周知できる資料を作成すること。	
-------------------	--	--

別表 3

事 項	具体的な事業内容	予算額及び公募 予定数
<p>農泊インバウンド 受入促進重点地域 支援事業</p> <p>1 地域の滞在プ ランの創出</p>	<p>農泊地域へのインバウンド受入拡大を目的に農林水産省が選定した「農泊インバウンド受入促進重点地域」 (https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/kouryu/240614.html) (以下「重点地域」という。) 40 地域を対象に、以下の全ての事業を行う。</p> <p>なお、「農泊地域」とは振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域とする。</p> <p>(1) 地域の滞在プランコンテストの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点地域からインバウンド食関連消費拡大につながる滞在プランを募り、有識者、農林水産省、事業実施者等からなる選定委員会の審査により 8 月末までを目途に 2 から 3 程度の受賞地域を選定すること。 ・選定にかかる申請書や審査基準等は提案をもとに農林水産省と協議の上決定することとするが、滞在プランは既存のコンテンツを単に組み合わせるものではなく、地域外の連携も含め、地域独自の食材 (G I) や食文化、農業遺産など地域の歴史・文化などを背景にストーリーを構築するものであることに留意すること。 ・コンテストの募集、応募受付、選定委員会の設置や開催等、選定に係る必要な運営を行うこと。なお、有識者の選定については提案によるものとするが、農林水産省と協議の上決定する。 ・説明会の実施や、副賞提供等の形で協賛する企業を募る等、コンテストの応募を増やすための措置を講じること。 ・受賞地域について広く情報発信を行うこと。 <p>(2) コンテスト受賞地域への支援</p> <p>ア 受賞地域への伴走支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞地域へのヒアリング等を通じて課題点等の整理を行うこと。 ・地域が必要とする専門家やノウハウを持つ事業者等とマッチングを行い、滞在プランの受入体制を構築するため、現地でのワークショップ開催やオンラ 	<p>予算額は 5,900 万円とし、1 事業実施主体を公募する(ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能)。</p>

	<p>インによる指導によって月1回以上のコンサルティングやコーチングなどの 伴走支援を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチングした専門家や事業者等と受賞地域の間で協議を行い、地域が滞在プランの受入を開始するまでのアクションプランを策定し農林水産省へ報告すること。 <p>イ 受賞地域のプロモーション動画の制作</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受賞地域の滞在プラン等を題材に農泊の魅力在海外へ訴求する動画を制作し、農泊自体が旅行目的となる効果的なプロモーションを実施すること。 	
<p>2 農泊フォーラムの開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の農泊地域等の関係者で、悩みごとを含めた様々な情報の交換やネットワーク化を促すフォーラムを開催すること。 ・フォーラムの内容は提案によるものとするが、1のコンテスト受賞地域による発表や、インバウンドの受入促進につながるものであることに留意すること。 ・フォーラムは会場参加・オンライン参加のハイブリット形式とし重点地域からの参加者の旅費を一定程度補助するなど、会場参加を増やす措置を講じること。 ・フォーラムの参加者選定や開催内容については提案によるものとするが、農林水産省と協議の上決定する。 	
<p>3 重点地域の体制強化</p>	<p>(1) 重点地域ネットワーク会議と強化ゼミの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点地域の課題や状況等を共有するネットワーク会議を月1回目安に開催すること。 ・ネットワーク会議に加えて重点地域の強化に必要なコンテンツの商品化、OTA等での販売促進、クチコミ活用、データ活用等を題材とした実践的な講習をゼミ形式で実施すること。 <p>(2) インバウンド客へのデジタルアンケート調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点地域の宿泊者へQRコードを用い属性、来訪動機、消費額、満足度、予約方法等15問程度の項目を6か月間調査すること。 ・調査したデータを基に重点地域へ来訪するインバウンドの動向等を把握・分析し、月次でレポートを作成し、ネットワーク会議で共有すること。 	

4 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> • 1 (1) のコンテストで受賞地域の滞在プランを題材に制作した動画や、応募のあった全地域の滞在プランに関する記事を、「Countryside Stay Japan 特設サイト」(https://countrysidestays-japan.com/sp2023/)に掲載すること。 • 「Countryside Stay Japan 特設サイト」への流入を促す広告宣伝を行うこと。広告宣伝手法は提案によるものとするが、大阪・関西万博の開催等も踏まえ、海外向け(タビマエ)広告や訪日外国人向け(タビナカ)広告等を効果的に行うものとする。また、宣伝広告費は事業費の15%程度までとする。 	
5 効果測定及び成果の普及	<ul style="list-style-type: none"> • 事業目標を設定するとともに、目標達成に向けて実施事項ごとに適切な指標を設定し、定期的な進捗を把握した上で、事業目標の達成に向けた取組を行うこと。 • 1 から 4 までの取組で得られたデータや調査結果、農泊地域に有用と思われる情報等を取りまとめ、本事業による取組効果を検証するとともに、農泊地域へ周知できる資料を作成すること。 	

別紙 1

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

広域ネットワーク推進事業全国単位の取組

(1) 農泊地域の経営高度化に向けた研修事業

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10点	A: 10~9点 B: 8~7点 C: 6~3点 D: 2~1点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10点	A: 10~9点 B: 8~7点 C: 6~3点 D: 2~1点 E: 0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	課題解決セミナーの効果、妥当性	15点	A: 15~13点 B: 12~10点 C: 9~7点 D: 6~1点 E: 0点	・セミナーで取り上げる内容・講師は具体的かつ農泊地域が経営を安定させるために効果的な提案となっているか。 ・受講者を増やすための工夫があり、セミナーの受講効果が高まる具体的な提案となっているか。
	2	実践指導セミナーの効果、妥当性	15点	A: 15~13点 B: 12~10点 C: 9~7点 D: 6~1点 E: 0点	・セミナーで取り上げる内容・講師は具体的かつ農泊地域が経営を高度化するために効果的な提案となっているか。 ・受講者に対して課すレポートを添削し、セミナー時に指導助言を行うなど、受講効果を高める具体的な提案となっているか。
	3	個別相談実施体制の妥当性	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・個別相談による指導助言等により、受講者が課題解決に向けたアクションプランを策定できるよう、支援体制が具体的な提案となっているか。
	4	効果測定及び成果の普及	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3点 D: 1点 E: 0点	・取組で得られたデータや調査結果、農泊地域に有用と考えられる情報等をとりまとめ農泊地域へ周知できる資料をまとめる具体的な提案となっているか。
	小計		40点		
合計		70点			

	番号	評価項目	配点	評価の着眼点内訳
施策との関連等	1	交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△14点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A: 特に優れている、B: 優れている、C: 普通、D: やや劣る、E: 劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E (0点) となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

別紙 2

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

広域ネットワーク推進事業全国単位の取組

(2) 農泊の需要拡大に向けたマッチング・プロモーション事業

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	<ul style="list-style-type: none"> 事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10点	A: 10~9点 B: 8~7点 C: 6~3点 D: 2~1点 E: 0点	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10点	A: 10~9点 B: 8~7点 C: 6~3点 D: 2~1点 E: 0点	<ul style="list-style-type: none"> 事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	<ul style="list-style-type: none"> 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	旅行会社とのマッチング支援	10点	A: 10~9点 B: 8~7点 C: 6~3点 D: 2~1点 E: 0点	<ul style="list-style-type: none"> 商談会・展示会の開催前に農泊地域に対して、研修・助言等のフォローアップを行う等、販売スキルの向上を図る具体的な提案となっているか。 商談会・展示会の開催後に農泊地域に対して、アンケート等のフィードバックを行う等、商品化と販売促進を図る具体的な提案となっているか。
	2	民間企業や教育機関等とのマッチング支援	15点	A: 15~13点 B: 12~10点 C: 9~7点 D: 6~1点 E: 0点	<ul style="list-style-type: none"> 農泊地域で実施するCSV活動と教育研修に関する情報を整理し、セミナー開催や資料作成を実施するプロセスが具体的な提案となっているか。 民間企業・教育機関等への資料提供・情報発信の方法は具体的かつ関係人口の拡大に効果的な提案となっているか。
	3	一般消費者へのプロモーション支援	10点	A: 10~9点 B: 8~7点 C: 6~3点 D: 2~1点 E: 0点	<ul style="list-style-type: none"> WEBサイトや広告で発信される情報は、保有・取得するデータ等を基に設定したターゲットの特性（趣味嗜好、行動等）が踏まえられ、農山漁村地域での滞在の魅力を伝える具体的な提案となっているか。 展示会で発信される情報は、全国の農泊地域への来訪需要拡大を意識し、農山漁村地域での滞在の魅力を伝える具体的な提案となっているか。
	4	効果測定及び成果の普及	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	<ul style="list-style-type: none"> 取組で得られた成果等、農泊地域に有用と考えられる情報を取りまとめて農泊地域へ周知できる資料をまとめる具体的な提案となっているか。 商談や情報発信の成果等についてとりまとめ、農林水産省に報告する具体的な提案となっているか。
	小計		40点		
合計		70点			

	番号	評価項目	配点	評価の着眼点内訳
施策との関連等	1	交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△14点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A: 特に優れている、B: 優れている、C: 普通、D: やや劣る、E: 劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E(0点)となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

別紙3

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

広域ネットワーク推進事業全国単位の取組

(3) 農泊インバウンド受入促進重点地域支援事業

	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10点	A: 10~9点 B: 8~7点 C: 6~3点 D: 2~1点 E: 0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10点	A: 10~9点 B: 8~7点 C: 6~3点 D: 2~1点 E: 0点	・事業完了後の自立かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	地域の滞在プランの創出	15点	A: 15~13点 B: 12~10点 C: 9~7点 D: 6~1点 E: 0点	・コンテスト応募に向けて効果的な働きかけや周知活動等が具体的な提案となっているか。 ・受賞地域への伴走支援とプロモーション動画制作は具体的な提案となっているか。
	2	農泊フォーラムの開催	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・フォーラムの内容や参加者を増やす措置が具体的な提案となっているか。
	3	重点地域の体制整備・強化	10点	A: 10~9点 B: 8~7点 C: 6~3点 D: 2~1点 E: 0点	・ネットワーク会議および強化ゼミは、インバウンド受入促進を図る上で効果的な提案となっているか。 ・インバウンド来訪者へのアンケート手法や項目、分析・共有方法について具体的な提案となっているか。
	4	情報発信	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・広告配信はターゲットやタイミング等を踏まえ、効果的で具体的な提案となっているか。
	5	効果測定及び成果の普及	5点	A: 5点 B: 4点 C: 3~2点 D: 1点 E: 0点	・取組で得られた成果等、農泊地域に有用と考えられる情報をとりまとめて農泊地域へ周知できる資料をまとめる具体的な提案となっているか。
	小計		40点		
合計		70点			

	番号	評価項目	配点	評価の着眼点内訳
施策との関連等	1	交付決定の取消しの原因となる行為の有無	△14点	過去3年間に交付決定取消しの原因となる行為があった場合は減点する。

※1 A: 特に優れている、B: 優れている、C: 普通、D: やや劣る、E: 劣る

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。